災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条	所得税	第四条第二項	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第八条第四項	所得税	第四条第二項	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えられた第四条第二項
		「記載された同条」とあるのは「記載された同項」と、「期間又は当該通知に係る同法第二百三条の二	「期間又は当該通知に係る所得税法第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
		、「これらの」とあるのは「同項の」と読み替える	読み替える
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項	所得税の	第二百四条第一項の	第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項	所得税の	第百八十三条	第百八十三条、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第三項	所得税		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条第三項	所得税の	第二百四条第一項	第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条第三項	所得税の		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条の二	により、		により、特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される
	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	、特別措置法第五条の二十一第一項若しくは第三項又は復興財確法
	租税特別措置法	所得税の額は	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法
	相当する金額	定める金額	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第一項各号	所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項各号	相当する金額	相当する金額及び当該株主等対象償還差益に対する所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額	
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第三項	による	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する防衛特別所得税の額は、防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、零とする	
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第五項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて	